

化学物質の労働災害から見た 労働基準監督署の指導視点

1月29日 茅ヶ崎市民文化会館 小ホール

2月2日 男女共同参画センター横浜 フォーラム 1階ホール

神奈川県労働局 労働基準部 健康課
労働基準監督官 坂間洸之

本日の内容

- **化学物質に関する労働災害の概要**
- **労働基準監督署の指導視点**
- **労働安全衛生法の概要と労働衛生管理について**
- **法令違反の内容**
- **送検事例の紹介**
- **実際の調査事例の紹介**
- **各種支援サービスの紹介**

神奈川県労働局管内の化学物質による災害事例

労働者死傷病報告より作成

業種	事案概要	被災状況
建設業	集合住宅居室の現状復帰工事で浴室の内装工事に従事していたところ、壁面清掃に使用していた洗浄剤に含有していたトルエンにより中毒となった。現場は通気が不十分で本来使用するはずの送風機が使用されていなかった。	死亡
食料品製造業	機械の洗浄作業を苛性ソーダ含有の薬液を使用して行っていたところ、薬液が眼に入り負傷した。被災者はマスク、アームカバー、前掛けは着用していたが、保護メガネは着用していなかった。	休業
金属製品製造業	工場内でめっき機械や床を雑巾で拭いて清掃作業を行っているときに、古い手袋をしており、指先に穴が開いていたため、めっき液が手に付着し、化学熱傷をした。	休業
ビルメンテナンス業	消毒用の薬品を本体容器から手押しポンプでペットボトルに小分け中に薬品がペットボトルからあふれ、足に被液し、化学熱傷をした。	休業
機械器具製造業	薬液タンクへ次亜塩素酸ナトリウムが含まれた薬液を投入していた際、誤って作業衣にかかってしまい、化学熱傷となった。	休業
小売業	惣菜厨房の床を清掃するため、専用の洗剤を床に撒いたところ、手元が狂い、靴の中に薬品が入った結果、靴下を伝って足の皮膚に洗剤が付着し、皮膚がただれた。	休業
食料品製造業	食器の洗浄のために、食器を漬けおくために、水酸化ナトリウムを含有した洗剤をシンクに垂らしたところ、液が跳ねて、保護メガネの隙間から眼に入った。	休業
清掃業	トイレ清掃で使用する洗剤Aを小分け用ボトルに補充する際に誤って別の洗剤B(次亜塩素酸ナトリウム含有)を補充してしまった。その後清掃作業時に誤った洗剤が補充されていることに気づかず、洗剤C(塩酸含有)で洗浄をした後、洗剤A用のボトルに入った洗剤Bを撒いてしまったため、塩素ガスが発生し塩素中毒となった。(同種の事案が複数発生しています！)	休業
その他事業	タンクの内部を洗浄するためにタンク内に入って作業していたところ、トルエン中毒となった。作業場所は通気が不十分で、本来使用するべき送風機を使用せずに作業をしていた。	休業

労働基準監督署の調査視点

- ① 同じ災害を二度と発生させないための対策
- ② 今後の労働災害発生を未然に防ぐ対策

労働安全衛生法の概要

◎ 労働安全衛生法（昭和47年）

○ 労働安全衛生法施行令

- ・ 労働安全衛生規則
- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 特定化学物質障害防止規則
- ・ 粉じん障害防止規則 など

あくまで「最低基準」であることに注意！

技術上の指針，ガイドライン，行政通達 など

「最低基準」を上回る措置を行うために必要な情報

一般規則

特別規則

+

自主的な安全
衛生の基準
等

労働者の安全と健康の
確保，快適な職場環境
の形成促進を目的

労働衛生の3管理（又は5管理）

①作業環境管理

リスクアセスメントの実施
作業環境測定とその結果に基づく対応
職場内の整理・整頓

他

②作業管理

作業方法の改善
作業時間・労働時間の適正化
保護具の適正な使用

他

③健康管理

健康診断の実施（定期健康診断、特殊健康診断等）
健康診断実施後の事後措置
メンタルヘルスケア

他

④労働衛生教育

雇入れ時の教育
特別教育
化学物質の取扱いに関する教育
メンタルヘルスに関する教育

他

⑤統括管理

安全衛生管理体制の構築
・衛生管理者、産業医等の選任
・（安全）衛生委員会の設置、運営
①～④の実施体制の構築、運営
・目標、計画の策定
・実施状況の把握、評価

他

労働衛生の 3管理又は5管理

⑤統括管理

- ・ ①～④の管理
- ・ 安全管理者や衛生管理者は職務をしっかりとっているか？
- ・ 安全衛生委員会は適切に実施できている？

等

作業環境測定の実施？

①作業環境管理

作業環境測定の結果は？

作業環境測定の結果を踏まえた措置は？

④労働衛生教育

- ・ 保護具の使い方
- ・ 使用している物の有害性 など

保護具はしっかり着用
できているか

②作業管理

③健康管理

呼吸用保護具？

局所排気装置？
全体換気装置？

健康診断は実施している？

保護具の管理？

局所排気装置等の能力は？

健康診断後の措置は？

調査時に確認する主なポイント(化学物質関係)

- 化学物質の種類(物質名)、含有率、使用場所、作業の種類、使用量はどれくらいか。
- 法令に基づいて、適切な能力の局所排気装置等が設けられているか。
- 局所排気装置等は有効に機能しているか。使用方法は適切か。定期自主点検とその結果に基づく対応状況はどうか。
- 保護具の使用状況(作業に適したものが選定されているか、不具合はないか、必要な数揃えられているか)
- 作業主任者の選任とその職務が行われているか。
- 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任と職務が適切に行われているか。
- 作業環境測定が適切に行われているか。その結果に基づくフォロー状況はどうか。
- 法令に基づく掲示の状況、空容器の処理などが適切に行われているか。
- SDSは入手して、周知しているか。
- SDSの情報に基づいて化学物質リスクアセスメントが実施されているか。
- リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置は適切に講じられ、残留リスクの管理は行われているか。
- 安全衛生管理体制(衛生管理者、安全管理者、産業医の選任状況等)が問題ないか。
- (安全)衛生委員会において、化学物質による労働災害防止に関する事項が審議されているか。
- 労働者が化学物質を適切に使用できるよう衛生教育を実施しているか。
- 法令に基づく健康診断を適切に実施しているか。また所見があった場合の措置は適切か。

法令違反の内容として多いもの①

(1) 労働安全衛生規則(安衛則)

① 衛生管理者未選任(50人以上)

(退職等で引継ぎがうまくいかず、長期間不在になってしまい指導を受けるケースが多い。事業場で複数人免許保持者を抱えておくことが予防策(衛生委員会に出席させているとなお良い))

② 安全衛生推進者 又は 衛生推進者未選任(50人未満)

③ 産業医未選任(50人以上)

④ 衛生委員会の審議事項が不足している

(化学物質に関する労働災害防止対策、メンタルヘルス対策が十分に審議されていない)

⑤ 化学物質リスクアセスメントの未実施

⑥ 化学物質管理者未選任

⑦ 保護具着用管理責任者未選任

⑧ SDSの未周知

⑨ 定期健康診断未実施

⑩ 定期健康診断記録未作成

⑪ 定期健康診断実施後の有所見者に対する事後措置未実施

(50人未満の事業場であっても実施する必要があることに注意)

法令違反の内容として多いもの②

(2) 有機溶剤中毒予防規則(有機則)

- ① 作業主任者未選任(第19条)、職務の未実施(第19条の2)
- ② 有機溶剤による中毒が発生した時の応急処置の方法や疾病の種類等の掲示(第24条)
- ③ 有機溶剤の区分の表示(第25条)
- ④ **局所排気装置等未設置(第5条)**
- ⑤ 局所排気装置等の定期自主検査の未実施(第20条)
(**局所排気装置を初めて使用するときや修理を行ったときにも点検を実施しなければいけないことに注意！(第22条)**)
- ⑥ 作業環境測定未実施(第28条)
- ⑦ 有機溶剤健康診断の未実施(第29条)及び有機溶剤健康診断結果報告書の未提出(第30条の3)

(3) 特定化学物質障害防止規則(特化則)

作業主任者未選任や局所排気装置等、作業環境測定の未実施等に関する法令違反の指導状況は有機則とほぼ同等程度に指導されている。

また、**溶接ヒュームが特定化学物質障害防止規則でも規制されたことから、特化則上の措置(第38条の21)が未実施として指摘を受けるものも多い。**

その他の指摘事項(一例)

- 薬品をこぼした時、液はねが発生した時等の対策が不十分(対応要領、保護具の使用等)
- 特別教育や化学物質取扱いに関する教育などの(安全)衛生教育の実施状況、作業に必要な資格保有者の状況などがよくわからないなど、事業場として管理が不十分である。
 - ⇒特に、出張して作業を行う場合などは管理者が不在の中で作業をすることがあるため、日頃の(安全)衛生教育の重要性がより高まる。
- SDSをそもそも入手していない。
 - ⇒何が入っているかわからないまま使用するのは危険。
 - ⇒主成分以外の成分が災害を引き起こすリスクも考えられる。
 - ⇒「規制対象物質ではない＝安全な物質」とは限らない。
- (安全)衛生委員会で有害物による労働災害防止に関する審議が十分にされていない。
 - ⇒安衛則第23条の2により、50人未満の事業場でも安全又は衛生に関する事項について労働者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないことにも注意が必要。

送検事例の紹介（神奈川県労働局）

※資料訂正あり

法令違反があった場合、行政指導ではなく、送検されるケースもあります。
送検されると公表されることがあります。

所在地	違反法条	事案概要	参考事項
相模原市	労働安全衛生法第22条 有機溶剤中毒予防規則第5条	第二種有機溶剤等に該当するインク等を使用して印刷の業務を行わせていたのに、有機溶剤の蒸気等による健康障害を防止するために必要な措置を講じていなかったもの	R6.12.10送検
横須賀市	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	金属製品のばり取り等の作業を行わせるにあたり、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなかったもの。	R7.7.9送検
横浜市	労働安全衛生法第22条 有機溶剤中毒予防規則第5条	トルエン等を含有するシンナーを用いた洗浄業務において、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備等を設けなかったこと。	R7.12.10送検

※「神奈川県労働局 労働基準関係法令違反に係る公表事案」より抜粋・編集

※ 実際は企業名まで公表されます。

実際の調査事例①

(安衛法で規制されていない化学物質による中毒)

【概要】

- 高速道路の塗装替え工事で、既存の塗膜を剥がすために、ベンジルアルコール含有の剥離剤を使用していたところ中毒になった。
- 現場は高速道路下部にも道路が通っていたことから、シート養生で密閉されており、通気が不十分であった。
- 作業所長は体調確認と吸収缶の交換のため定期的に被災者と連絡を取っていたが、休憩をとるように連絡していたところ、被災者から「あと少しで全て終わるのでもう少し作業したい」との申し出があったため、作業所長が了承して作業を継続したところ、その20分後に中毒により体調不良となった。

【調査】

- 被災者は、呼吸用保護具、耐薬性の保護衣を着用していたが、密閉環境下ではすぐに高濃度になるため、吸収缶の破過時間はメーカーが示したものよりも短くなっていた。
- 病院での検査の結果、尿中からはトルエンの代謝物である馬尿酸が検出された。
- また「経口吸収によるばく露」よりも「経皮吸収によるばく露」が程度が大きいことがわかった。

実際の調査事例① (規制されていない化学物質による中毒)

【原因】

- ①作業場所がシート養生で密閉されていたことで通気が不十分であったこと。
- ②「規制対象物質ではないから安全だ」と思い込み、安易に作業を継続させてしまった。

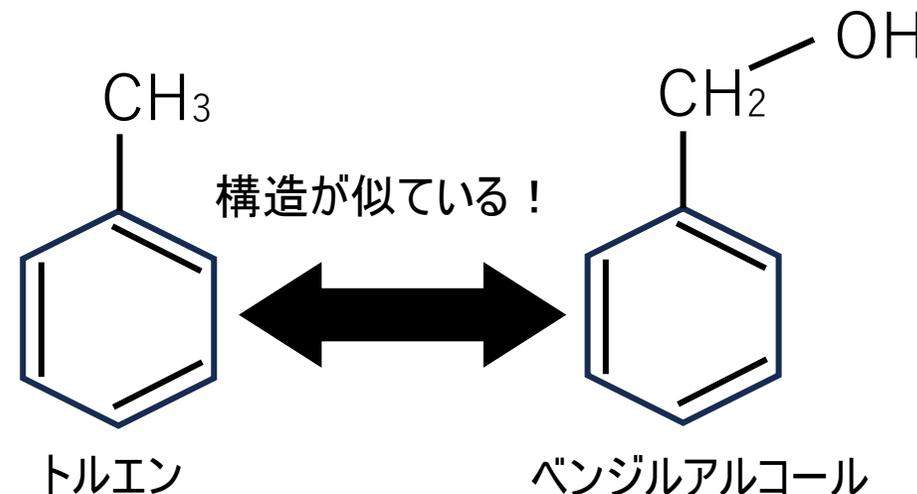
ベンジルアルコールは水に溶け、環境への負荷が少ないことなどから、事業場では従前はトルエンを使用していたが、有害性の低い代替物質としてベンジルアルコールを使用した背景があった。
さらに調査当時はベンジルアルコールはリスクアセスメント対象物ではなかった(現在はリスクアセスメント対象物)。

【再発防止対策】

- ① より有害性の低い代替物を検討すること。
- ② 通気を行うこと(困難な場合は送気マスクを使用すること)。
- ③ 危険性・有害性に対する労働者に対する教育を行うこと。

【なぜ馬尿酸が検出されたのか】

構造が似ていると性質も似るケースが多い
⇒規制されていない物質だとしても**使用法を間違えれば中毒に至る可能性が高くなる**



実際の調査事例②

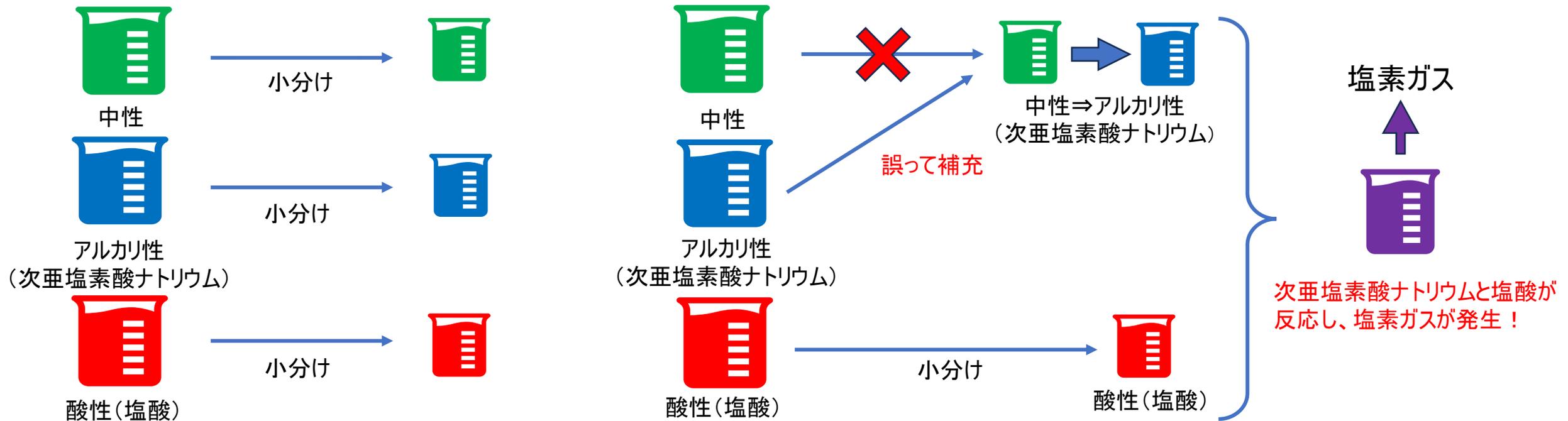
（「混ぜるな危険！」な洗剤による塩素中毒）

【発生状況】

トイレ清掃作業中に発生。酸性洗剤（塩酸含有）を使用して便器洗浄したあと、トイレの床面全体に中性洗剤を吹き掛けたところ、2種類の洗剤が混じり塩素ガスが発生し、塩素中毒となった。

【災害発生の背景】

災害発生前日に中性洗剤の小分け用容器の中身が少なくなってきたので補充したところ、ボトルの形状が似ていたこと、容器の表示が不十分だったため、容器の取り違えが発生し、誤ってアルカリ性洗剤（次亜塩素酸ナトリウム含有）を補充してしまった。調査時の事業場の化学物質管理の状況について、化学物質管理者が未選任、SDS未入手、リスクアセスメント未実施、化学物質に関する衛生教育が不十分であった。



実際の調査事例②

(「混ぜるな危険！」な洗剤による塩素中毒)

【原因】

- ① 洗剤を補充する際に小分けする容器が似ていたため、取り違えて補充をしてしまったこと。
- ② 便器清掃の際に使用していた酸性系の洗剤が床に垂れていたところに、本来吹き掛けるべき洗剤と異なる洗剤が混ざっていたとは知らないまま床に吹き掛けてしまったこと。
- ③ 各洗剤の危険性及び有害性について、SDS(安全データシート)を入手していなかったことで、洗剤の危険性又は有害性に係る詳細な情報をあらかじめ確認していなかったこと。
- ④ 各洗剤の危険性及び有害性に係るリスクアセスメントを実施していなかったこと。
- ⑤ 作業手順書について、トイレ清掃の手順のみで労働災害防止に関する内容が記されていないなかったこと。
- ⑥ 各洗剤に対する取扱いや各作業手順書に基づく安全衛生教育が十分に行われていなかったこと。

【再発防止対策】

- ① 小分けする容器の色や形状を変える等の方法により取り違えが起きないように対策すること。また、小分けする容器について、ラベル表示対象物質については物質の名称、人体に及ぼす作用に係る内容を表示等によって明らかにすること。
- ② 各洗剤の危険性及び有害性について、SDS(安全データシート)を入手し、各洗剤に関する危険性及び有害性の詳細な情報を把握すること。
- ③ ②で把握した情報に基づいてリスクアセスメントを実施すること。
- ④ 作業手順書について、労働災害防止に関する内容を示すこと。
- ⑤ 化学物質の管理について化学物質管理者を選任し、職務を行わせること。
- ⑥ 上記①～⑤に関する内容について安全衛生教育を実施すること(一度だけでなく、定期的に行うことが望ましい)。

支援サービスの紹介

職場における新たな化学物質管理で悩んでいませんか

化学物質管理は、**わたしたち専門家が無料で相談対応いたします!**

化学物質管理が難しい...

リスクアセスメント対象の化学物質を取り扱っている全ての事業者を実施義務!

化学物質管理で悩んでいませんか。
これからの化学物質管理を事業者・労働者・産業医等の関係者みんなが認識して対策をすすめていくことが必要。私たち神奈川産保センターの専門家が無料で相談やセミナー等に応じています。迷ったら、神奈川産保センターのHPにあるお問い合わせフォームからご連絡ください。

神奈川産保センターの専門家による**無料支援の内容**

- 専門家が無料出張して、事業場での相談やセミナー等に対応。
- 現場の設備、作業状況を見上上で、必要な対策についてアドバイス。
- リスクアセスメントのすすめ方、改正労働安全衛生法等に対応した説明。
- 自律的な管理に向けた必要な実施体制の整備、作業環境の改善等の相談。

化学物質管理は、事業者の主体的な取組みが求められることに!

**ハザード管理からリスク管理へ
法令準拠型から自律的な管理を行う時代へ**

令和6年4月1日から化学物質管理の大幅な見直し本格スタート!

労働安全衛生法の関係政省令改正で化学物質管理は、こう変わる!

- 1) 化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任等、自律的な管理に向けた実施体制の確立。
- 2) リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者のばく露濃度を基準値以下とすることの義務付け。
- 3) リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等が必要。
- 4) ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施対象物質が大幅に増加。
- 5) 化学物質を製造・取り扱う労働者に適切な保護具の使用。
- 6) リスクアセスメント対象物健康診断の新設。

Johas 独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター TEL:045-410-1160
〒221-0835 横浜市中区鶴屋町3-29-1 第6ビル3階 平日(月～金)8:30～17:15

神奈川産業保健総合支援センターによる
無料相談支援

無料 中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく
化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係	リスクアセスメント 関係	政省令改正 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが ・秘密保持の場合の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法 ・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか ・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで
受付時間 月～金 10:00～17:00
(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。テクノヒル 相談窓口 検索 と検索ください。

- * 相談は無料ですが、通話料がかかります。
- * メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

厚生労働省 令和7年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社化学物質管理部門 <https://technohill.co.jp/>

テクノヒル(株)による無料相談支援
(厚生労働省委託事業)

第2回化学物質管理強調月間



【実施期間】 令和8年2月1日から2月28日まで

【各事業者の実施事項(要綱より)】

- ・職場における化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図る
- ・化学物質管理活動の定着を図る

⇒化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とする。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) 化学物質管理者の職務の実施・労働者への周知状況、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 取り扱っている化学物質の把握とSDS等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づく、ばく露低減措置の実施等
 - (エ) 特化則・有機則等の特別規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ④ 有害物の漏えい事故等による事故等緊急時を想定した訓練等の実施
- ⑤ 講習会や見学会等化学物質管理への意識高揚のための行事の実施



あなたの職場にいますか？
化学物質管理者

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月 は**化学物質管理強調月間**

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。



労働基準監督署の指導視点（まとめ）

【まとめ】

- 化学物質に関する災害は様々な業種で発生している。
- 衛生管理者、化学物質管理者等を漏れなく選任し、安全衛生管理体制を確立する。
- SDS（安全データシート）を入手し、含有されている化学物質について把握する。
- 化学物質リスクアセスメントを実施し、結果に基づいた確実な措置を講じる。
- 衛生委員会で化学物質による労働災害防止対策に関する審議を行う。
- 「規制されていない物質は安全」という考えは危険！
- 労働者に対する衛生教育を十分に行う。

ご清聴ありがとうございました